

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力的な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

1. 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
2. テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
3. 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
4. テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
5. 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：財務大臣、経済産業大臣、デジタル大臣、
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、
デジタル田園都市国家構想担当 】

消費税インボイス制度に関する意見書（案）

消費税インボイス（適格請求書）制度は来年 10 月実施の準備が進められ、国税庁においても事業者登録が始まっています。これまで年間の課税売上高が 1000 万円以下であるため、消費税の納税が免除されていた事業者が登録事業者になれば、売上高にかかわらず納税義務が発生します。また、請求書の様式変更、システムの入替え、改修など多大な事務や経費の負担も生じます。さらに、免税事業者はインボイスが発行できないため、課税業者との取引から排除され、廃業を余儀なくされる懸念さえあります。

その対象は多岐にわたり、影響は 1000 万人に上るともされています。事業者では、小売店、飲食店、町工場、サービス業（理美容・クリーニング・マッサージなど）、大工の 1 人親方、工務店、弁護士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士など、個人タクシー、貨物配送業、農家、貸店舗・貸事務所・駐車場経営などです。フリーランスでは、バーのホステス・ホスト、ヤクルトの配達員、電気・ガスの検針員、食事の宅配員、小説家、脚本家、漫画家、イラストレーター、フリーライター、フリー記者、フリーカメラマン、ウェブコンテンツ制作請負、パソコン入力作業請負、画家、陶芸家、俳優、演奏家、タレント、映画制作スタッフ、予備校・塾、日本語学校、英会話教室、ダンス・ヨガ教室、スポーツジム、ピアノ教室などの講師・インストラクターなどです。ほかに、全国 70 万人ものシルバ人材センターの会員も影響を受けます。

長期化するコロナ禍に苦しむ人々の暮らしと仕事に打撃を与え、地域経済の再生に大きな障害となりかねず、様々な団体・個人から不安の声が上がっています。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府が消費税インボイス制度の実施を中止するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：川上直喜 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 】

世界平和統一家庭連合(旧統一教会)に関する意見書(案)

世界平和統一家庭連合(旧統一教会)と岸田政権の閣僚、及び政権与党自民党の国会議員との長年にわたる結びつきが明らかとなりつつあります。

国民世論の厳しい批判の中で、岸田文雄首相は「国民にしっかり説明していかなければならない」としました。自民党としては、祝電送付や選挙支援などの有無を国会議員に記載させ、集計した概要を公表するとしています。

しかしながら、これでは全容解明はなされず、わが国の政策決定や靈感商法の被害の拡大に大きな影響を与えなかったかも厳しく問われるところです。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府が世界平和統一家庭連合(旧統一教会)と政権閣僚及び国会議員の結びつきの全容を究明するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：川上直喜 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 】